

(別紙様式4)

【職業実践専門課程認定後の公表様式】

令和元年10月31日※1
(前回公表年月日:平成30年10月15日)

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																
大原簿記法律専門学校 難波校	平成15年3月31日	田中 克実	〒556-0011 大阪市浪速区難波中1-6-2 (電話) 06-4397-2468																
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																
学校法人 大原学園	昭和54年4月1日	中川 和久	〒101-0065 東京都千代田区西神田1-2-10 (電話) 03-3291-0151																
分野	認定課程名	認定学科名		専門士	高度専門士														
文化・教養	文化教養専門課程	法律行政学科		平成17年文部科学省告示 第30号	-														
学科の目的	本学科は、教育基本法及び学校教育法に基づき、法律および行政に関する専門教育を施し、一般的に公務員として求められる、法学、経済学、一般教養、パソコンスキルなどを習得し、人格の陶冶を行い、自立した社会人を育成する事を目的とする。																		
認定年月日	平成28年2月19日																		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技												
2年	昼間	1700時間	1800時間	160時間	200時間	0時間	0時間												
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数													
80人		90人	0人	8人	4人	12人													
学期制度	■1学期:4月1日~8月31日 ■2学期:9月1日~12月31日 ■3学期:1月1日~3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 優、良、可、不可の4種 定期試験														
長期休み	■学年始め:4月1日 ■夏季:7月下旬~8月下旬 ■冬季:12月下旬~1月上旬 ■春季:3月下旬~4月上旬 ■学年末:3月31日			卒業・進級 条件	所定の授業時間数以上履修し、 かつ、その該当する授業科目に ついて合格に達して卒業資格 を得た者														
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 担任を中心に本人・保護者へヒアリング・指導を行い、問題を 1つずつ解決しながら、学校へ復帰できる環境作りを行っている。			課外活動	■課外活動の種類 全日本電卓競技大会 運動系クラブ活動 ■サークル活動: 無														
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等(平成30年度卒業生) 各種国家公務員、各地方公共団体職員等 ■就職指導内容 全体指導によるレクチャー 段階的個別面接トレーニング等 ■卒業者数 41 人 ■就職希望者数 30 人 ■就職者数 30 人 ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 73.2 % ■その他 ・進学者数:11人 (平成 30 年度卒業者に関する 平成31年5月1日 時点の情報)			主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成30年度卒業者に関する令和元年5月1日時点の情報) <table border="1"><thead><tr><th>資格・検定名</th><th>種</th><th>受験者数</th><th>合格者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般教養力検定1級</td><td>③</td><td>43人</td><td>40人</td></tr><tr><td>一般教養力検定2級</td><td>③</td><td>46人</td><td>43人</td></tr></tbody></table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①~③の いずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得する もの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 特になし			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	一般教養力検定1級	③	43人	40人	一般教養力検定2級	③	46人	43人
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																
一般教養力検定1級	③	43人	40人																
一般教養力検定2級	③	46人	43人																
中途退学 の現状	■中途退学者 8 名 平成29年4月1日時点において、在学者93名(平成30年4月1日入学者を含む) 平成30年3月31日時点において、在学者90名(平成31年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 (例)学校生活への不適合・経済的問題・進路変更等 経済的理由、進路変更(在籍途中で公務員試験合格等) ■中退防止・中退者支援のための取組 (例)カウンセリング・再入学・転科の実施等 中途退学の兆しとして、欠席・遅刻・早退の増加、授業への集中力の欠如および資格取得意欲の低下などに現れる。よって、以下の内容を防止策として取り組んでいる。 (1)欠席等の防止 一定の欠席累計到達者に対する面談による改善指導など (2)学習に対する意欲低下 目指す職業に就くためにカリキュラムの必要性を説明するガイダンスなどを定期的実施する。 (3)その他 学校行事などの運営(運動会・球技大会・研修旅行(海外・国内))			中退率	8.3 %														

<p>経済的支援制度</p>	<p>■学校独自の奨学金・授業料等減免制度： 有</p> <p>※有の場合、制度内容を記入</p> <p>①試験による特別奨学生制度：がんばる人を支援するために「試験による特別奨学生制度」を実施しています。この制度は、大原独自の特別奨学生試験の結果に応じて入学金・授業料の全額または一部を免除するものです。</p> <p>②資格・クラブ活動による特別奨学生制度：がんばる人を支援するために「資格・クラブ活動による特別奨学生制度」を実施しています。この制度は、大原学園入学まで取得した資格や成績を一定のランクに認定し、そのランクに応じて入学金・授業料の全額または一部を免除するものです。</p> <p>■専門実践教育訓練給付： 非給付対象</p> <p>※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載</p>
<p>第三者による学校評価</p>	<p>■民間の評価機関等から第三者評価： 無</p> <p>※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)</p>
<p>当該学科のホームページURL</p>	<p>http://www.o-hara.ac.jp/osaka/senmon/school/nanba/</p>

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ①卒業生の主な就業先である国家公務員・地方自治体に関する有識者である大学や企業と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。
- ②法律行政分野における学修の中心となる法律、基礎教養力、計数能力、トレーニングは勿論のこと、行政の仕組み、コミュニケーション技術や職種別の専門知識などの教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。
- ③上記①、②により編成された授業科目、内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにする事で、教育の質の確保ならびに更なる教育の質向上に活用する。
- ④当学園の教育課程の編成は一部の学科を除き学園本部統括のため、教育課程編成委員会も各分野ごとに各校共通の組織を設置する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

①位置づけについて

教務部(課)の上位に教育課程編成委員会を設置し、企業等からの提言を参考にして本校の教育課程編成について協議策定するための機関として位置づける。また、委員会での協議結果は大原学園教育本部に提出し、大原学園全校の教育課程編成にも活用していく。

②意思決定の過程について

- (ア)学科の目的に基づき予め学内において現状の課題等を明確にした上で、教育課程編成委員会に提言を求める。
- (イ)委員会では企業等からの意見を参考に次年度以降の教育課程編成に関する改善案を策定する。
- (ウ)委員会での協議内容は学園教育本部に提出し、学園全校の教育課程編成にも活用していく。
- (エ)教育課程編成委員に教育現場の責任者である校長、就職本部長、教務部長が参加することで、企業等の委員から提示された課題、改善提案を速やかに次年度以降の教育課程(授業科目、内容、手法)の編成に反映させることができる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和元年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
高畑 一郎	大原学園 関西圏事業部 事業部長	-	
田中 克実	大原学園 大原簿記法律専門学校難波校 校長	-	
宮路 信美	大原学園 大原簿記法律専門学校難波校 副校長	-	
仁科 幸久	大原学園 大原簿記法律専門学校難波校 部長	-	
山本 剛	大原学園 大原簿記法律専門学校難波校 次長	-	
鈴木 巧顕	大原学園 大原簿記法律専門学校難波校 課長補佐	-	
山本 省二	大原学園 関西圏就職本部 課長	-	
森澄 祥司	大阪府行政書士会住吉支部	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日(2年)	①
田中 理絵	咲行政書士事務所	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日(2年)	③

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回実施(7月、11月)※平成29年度までは5月、7月で実施。

・第1回 5月の主要議題「前年度の教育成果の振り返りと今後の取り組み」

・第2回 7月の主要議題「今年度の取り組みに関する報告・課題整理、次年度以降の教育内容に関する見直し」

(開催日時(実績))

平成30年度 第1回 平成30年7月18日 16:00～17:00

平成30年度 第2回 平成30年11月14日 16:00～17:00

令和元年度 第1回 令和元年7月17日 15:50～16:50

(開催日時(計画))

令和元年度 第2回 令和元年11月13日 15:50～16:50

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

企業等と連携した演習の充実を図るとともに、教養系科目の知識向上を追加項目とするという趣旨の下、有識者による教員・学生向けの演習として、「教養経済」・「法律概論」等を頂戴した助言に基づいた活用方法を取り入れ、カリキュラムに反映し、継続的に実施している。結果として、思考の再構築並びに趣旨等の深い理解に裏打ちされた習熟度の底上げが継続的に行われており、また、「法律概論」の導入により、地方行政という実践の場で、法律が根柢を持って運用され、執行されているか等、我々専門学校教員では関知し難い専門分野の知識を習得することができた。さらに、結果として学生に教授する際に必要な事例や示唆等の多面的アプローチを習得することに繋がっている。

また、次年度にむけては、短期的な観点から、教員向け研修の拡充として、新規に取り組むべき研修について伺ったところ、行政機関が開催している講習会・セミナー(ex.民法改正をテーマに取り扱ったもの等)の活用を一例としてご助言を頂戴した。さらに、行政機関で勤務する人材を育成するための基軸として、協調性を向上させていくことを教育の柱とすべきのご助言を頂戴した。次に、中・長期的な観点から、公務員として入職後高いモチベーションを維持し、自身の将来に少しでも明確なビジョンを描かせるために求められる学生向け実習について伺ったところ、公務員として職務を遂行していく中で、国民・地域住民と対話を行うための高いコミュニケーション能力を求められることから、聴く力・伝える力を養っていくよう、根本の部分である挨拶・語彙力等を習得できる一般的なマナー研修を実習に取り入れていくべきとのご助言を頂戴した。

以上の内容含めて、新たに上がる提言に関しては、今後開催される委員会にて確認を行い、次年度以降も継続して教育課程の編成を実施していく予定である。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

①法律行政分野における実習・演習は、教育社会福祉分野、工業分野等の分野と異なり、企業等との連携の下、学習科目が多いことを考慮して、学内で行なわれる実習・演習の組立を行なう。

②企業等との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と、社会人としての意識改革を実現する。

③企業等から実習・演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の修得状況に対して実践で活かせるレベルか否かを企業等の実務の視点から評価を仰ぐ。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

職業実践の趣旨をご説明し、ご理解頂いたうえで、法律、経済、行政の仕組み、授業運営に関して企業等と協定書を締結、打合せを行い、授業法方法や目標到達点、学生の習熟状況の評価など下記4点について連携を行っている。

① 実習授業内容構築へのサポート

② 当該実習授業における評価ポイントの確認

③ 授業方法に関する教員への指導

④ 学生の学修習熟状況の評価

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。		
科目名	科目概要	連携企業等
社会科学Ⅱ(経済)	「消費者が主役の消費者市民社会をつくる」をテーマに、昨今のトラブル実例を知識として習得し、行政実務の視点で府民の消費生活を見守ることについて、グループディスカッションを通して、問題を分析し、解決策を考え、結果をプレゼンテーションする技術等を習得することを目的とする。	大阪府消費生活センター (受託者) 公益財団法人 関西消費者協会
社会科学Ⅱ(経済)	実務を担当している職員から、主たる国税の種類、また、税の理解について、知識面の習得だけでなく、実際の運用や地域の特性等も踏まえ、行政(公務)に携わるものとして有すべき心構えや意識、さらには、国民と関わる中で必要となるコミュニケーション能力の習得を目的とする。	大阪国税局
社会科学Ⅱ(経済)	実際の相談事例を基に、とりわけ学生が巻き込まれやすい事案(複利計算による債務、ねずみ講、マルチ商法、SNS、ブラックアルバイト等)を通して最近の傾向を把握するとともに、実際に、グループワーク、グループディスカッションを重ねることで、学生が主体的に思考することで、法的思考力、問題解決力、意思疎通能力の向上を図ることを目的とする。	大阪司法書士会
3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係		
(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針		
<p>専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。</p> <p>「大原学園教職員研修規定」の目的に定めるとおり、教職員が専攻分野に関する知識・技能・企画力・判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示又は本人の意思により、下記に示した研修を公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。</p> <p>①教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を派遣した実践的な知識・指導スキル研修 ②大学教授、弁護士、企業等専門分野に特化した講師として招いた研修会の実施 ③官公庁、各種団体より職員を招いた実務研修会の実施 ④官公庁、各種団体等が実施する指導者向けの説明会、セミナーへの参加</p>		
(2) 研修等の実績		
<p>①専攻分野における実務に関する研修等</p> <p>研修名「経済に関する実務的知識及び講義ポイント」(連携企業等: 日本大学) 期間: 平成31年3月14日(土) 対象: 法律行政学科担当職員2名参加 内容: 実務における教養経済及び経済学の利用方法、考え方を理解する。</p> <p>研修名「政治(基礎法学)概論」(連携企業等: 藤木新生法律事務所) 期間: 平成31年3月23日(土) 対象: 法律行政学科担当職員 内容: 教養政治のポイント及び実務における最新の法律知識、考え方を理解する。</p> <p>研修名「大阪府警察教員向け説明会」(連携企業等: 大阪府警察本部) 期間: 令和元年6月19日(水) 対象: 法律行政学科担当職員1名参加 内容: 大阪府警察本部において、警察官、警察事務職(行政職)の業務説明会、目指す職員像、入社後の研修内容なども踏まえ、学生指導に役立たせることのできる内容であった。</p>		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「法学概論～法学を通じた指導力習得・向上のための研修」(連携企業等:西武文理大学)

期間:平成31年3月9日(土) 対象:法律行政学科担当職員2名参加

内容:法律の正しい理解および、官公庁や各種公共団体で職員研修を行う指導講師より、研修内容・指導方法を学ぶ。

研修名「教職員のための指導力向上セミナー」(連携企業等:大阪府専修学校各種学校連合会)

期間:平成31年4月16日(火) 対象:法律行政学科担当職員2名参加

内容:新規採用教員のための基礎講座として、クラスづくりや生徒との向き合い方を学ぶ。

研修名「人権教育研修会」(連携企業等:大阪府専修学校各種学校連合会)

期間:平成31年4月26日(金) 対象:法律行政学科担当職員2名参加

内容:人権教育の基礎的理解と知識の習得を通して、生徒の背景にある人権課題と教職員が備えるべき視点を学ぶ。

研修名「人権教育研修」(連携企業等:大阪府専修学校各種学校連合会)

期間:令和元年7月19日(金) 対象:法律行政学科担当職員2名参加

内容:スマホ時代の子どもたちのために、インターネットトラブルの予防について学ぶ。

研修名「自殺対策研修・若年層向け電話相談対応研修」(連携企業等:大阪府教育庁私学課)

期間:令和元年7月26日(金) 対象:法律行政学科担当職員2名参加

内容:電話相談と面接相談の違いや、傾聴、リスクアセスメントと対応、若者のこころの特徴について学ぶ。

研修名「人権教育研修」(連携企業等:大阪府専修学校各種学校連合会)

期間:令和元年7月24日(水) 対象:法律行政学科担当職員2名参加

内容:誰一人取り残さない学校の創造をテーマに、子どもが抱えている課題に寄り添い、未来へのフォローを行うことについて学ぶ。

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「政治・法学概論」(連携企業等:藤木新生法律事務所)

期間:令和2年年3月予定 対象:法律行政学科担当職員

内容:教養政治のポイント及び実務における最新の法律知識、法的思考を理解する。

②指導力の修得・向上のための研修等

大阪府専修学校各種学校連合会実施の研修に参加予定。

また、指導力向上に資すると考えられる有益な研修及び日程が発表された場合は積極的に参加する。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員会を設置して下記に示す評価項目から評価する。評価結果については、学校長を通じて即座に次年度の学校運営に反映させる。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	<ul style="list-style-type: none"> ①理念・目的・育成人物像は定められているか。 ②学校の特色はなにか。 ③学校の将来構想を抱いているか。
(2) 学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ①運営方針は定められているか。 ②事業計画は定められているか。 ③運営組織や意思決定機能は効率的なものになっているか。 ④人事や賃金での処遇に関する制度は整備されているか。 ⑤意思決定システムは確立されているか。 ⑥情報システム化等による業務の効率化が図られているか。
(3) 教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ①各学科の教育目標、育成人材像は、その学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向づけられているか。 ②修業年限に対応した教育到達レベルは明確にされているか。 ③カリキュラムは体系的に編成されているか。 ④学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置づけをされているか。 ⑤キャリア教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法などが実施されているか。 ⑥授業評価の実施・評価体制はあるか。 ⑦育成目標に向け授業を行なう事ができる要件を整えた教員を確保しているか。 ⑧成績評価・単位認定の基準は明確になっているか。 ⑨資格取得の指導体制はあるか。
(4) 学修成果	<ul style="list-style-type: none"> ①就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られているか。 ②資格取得率の向上が図られているか。 ③退学率の低減が図られているか。 ④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。
(5) 学生支援	<ul style="list-style-type: none"> ①就職に対する体制は整備されているか。 ②学生相談に関する体制は整備されているか。 ③学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。 ④学生の健康管理を担う組織体制はあるか。 ⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか。 ⑥学生寮等、学生の生活環境への支援は行なわれているか。 ⑦保護者と適切に連携しているか。 ⑧卒業生への支援体制はあるか。

(6)教育環境	①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。 ②学外実習、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか。 ③防災に対する体制は整備されているか。
(7)学生の受入れ募集	①学生募集活動は、適正に行なわれているか。 ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。 ③入学選考は適正かつ公平な基準に基づき行なわれているか。 ④学納金は妥当なものとなっているか。
(8)財務	①中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか。 ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。 ③財務について会計監査が適正に行なわれているか。 ④財務情報公開の体制整備はできているか。
(9)法令等の遵守	①法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 ②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。 ③自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。 ④自己点検・自己評価結果の公開はしているか。
(10)社会貢献・地域貢献	①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行なっているか。 ②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。
(11)国際交流	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

卒業生の社会適応能力について多くの意見を頂いた。コミュニケーション能力、組織への適応について、日々の学生指導においてこれまで以上に強く意識していくことを再度確認した。クラスでの担任の指導に加え、全員参加の各種学校行事やクラブ活動を通じて、縦軸横軸の双方から社会適応能力を高める環境の継続提供、また、社会・地域貢献についてはボランティアなど主体的に行動できる学生も増えているため効果的に進んでおり継続実施につき理解を得た。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成30年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
公原 博之	公原博之税理士公認会計士事務所	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日(2年)	企業等委員
遠藤 亜耶	遠藤亜耶税理士事務所	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日(2年)	企業等委員
戸谷 真一	青山商事株式会社 難波店上席店長	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日(2年)	企業等委員
田中 理絵	咲行政書士事務所	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日(2年)	企業等委員
森澄 祥司	大阪府行政書士会住吉支部	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日(2年)	企業等委員
田中 克実	大原簿記法律専門学校 難波校		校長
宮路 信美	大原簿記法律専門学校 難波校		事務局員
仁科 幸久	大原簿記法律専門学校 難波校		事務局員
山本 剛	大原簿記法律専門学校 難波校		事務局員
鈴木 巧顕	大原簿記法律専門学校 難波校		事務局員
山本 省二	大原学園 関西圏就職本部		事務局員
西島 貴之	大原簿記法律専門学校 難波校		事務局員
言野 辰哉	大原簿記法律専門学校 難波校		事務局員
中谷 匡史	大原簿記法律専門学校 難波校		事務局員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他() ()

URL:<http://www.o-hara.ac.jp/about/iissen/>

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

① 実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために、学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。

② また、上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。

③ 情報の公表を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	①概要 ②教育方針 ③沿革
(2) 各学科等の教育	①入学定員 ②受入方針 ③カリキュラム
(3) 教職員	①教職員数 ②教職員の専門性
(4) キャリア教育・実践的職業教育	①キャリア教育 ②実習・実技等 ③就職支援等
(5) 様々な教育活動・教育環境	①学校行事 ②課外活動
(6) 学生の生活支援	①完全担任制 ②就職教育
(7) 学生納付金・修学支援	①学生納付金 ②奨学金、学費減免等
(8) 学校の財務	学園の財務状況公開
(9) 学校評価	学校関係者評価結果
(10) 国際連携の状況	—
(11) その他	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

<http://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka>

授業科目等の概要

(文化教養専門課程法律行政学科) 令和元年度														
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			漢字	実社会において漢字の意味を含め実践的に通用する使い方を習得	2①	40		○		○	○			
○			ビジネス基礎	社会人としての基本的なマナーを習得	2③	80		△		○	○	○		
○			パソコン基礎	パソコンの基礎知識及び操作技能	2③	80				○	○	○		
○			ビジネス実務法務	コンプライアンス・法令遵守能力に関する知識習得	2③	40		○		○	○			
○			文章表現	作文法ならびに文章構成方法の理解と実践	2①②	40			○	○	○			
○			国語	口語文法および敬語の使い方、日本文学史概論	1③	40		○		○	○			
○			文章理解	文章理解力を身につけるための基礎的知識の習得と実践	1①	40		○		○	○			
○			数的推理	「速さ」、「仕事算」、「場合の数」などの基礎的な問題の解法習得	1①	40		○		○	○			
○			判断推理	「論理」、「順序」、「対応」などの基礎的な問題の解法習得	1①	40		○		○	○			
○			社会科学Ⅰ(政治)	「基本的人権」や「統治機構」など日本国憲法に関する知識の習得	1①	40		○		○	○			
○			社会科学Ⅱ(経済)	「国民経済計算」、「市場メカニズム」など経済学の基礎知識の習得	1①	40		△	○	○	○		○	
○			人文科学Ⅰ(日本史)	古代から現代までの日本の政治の変遷に関する基礎知識の習得	1①	40		○		○	○			
○			人文科学Ⅱ(世界史)	古代から現代までの世界情勢の変遷に関する基礎知識の習得	1①②	40		○		○	○			
○			人文科学Ⅲ(地理)	「自然地理」、「人文地理」、「統計」などの基礎知識の習得	1①②	40		○		○	○			
○			自然科学Ⅰ(物理)	物理(運動の表現、エネルギー)の基礎知識を習得	1③	40		○		○	○			
○			自然科学Ⅱ(化学)	化学(物質構造や化学反応)の基礎知識を習得	1③	40		○		○	○			
○			自然科学Ⅲ(生物)	生物(生命現象や恒常性、生体反応)の基礎知識を習得	1②③	40		○		○	○			
○			自然科学Ⅳ(地学)	地学(岩石、地震)の基礎知識を習得	1②③	40		○		○	○			
○			自然科学Ⅴ(数学)	「方程式」、「関数」などの基礎的な問題の解法習得	1③	40		○		○	○			
○			法学概論	法律学習の前提となる法学の基礎知識	1①	40		△	○	○	○			
○			憲法Ⅰ(総論・人権)	憲法のしくみや日本国憲法などの基礎知識	1②	80		○		○	○			

○		憲法Ⅱ(統治機構)	国会、内閣、裁判所などの基礎知識	1②	80	○		○	○		
○		民法Ⅰ(総則)	意思表示・代理など、民法全般に関わる基礎知識	1②	40	○		○	○		
○		民法Ⅱ(物権)	所有権・抵当権など、物権に関わる基礎知識	1②	80	○		○	○		
○		民法Ⅲ(債権総論)	債権の目的・効力・消滅に関する基礎知識	1②	40	○		○	○		
○		民法Ⅳ(債権各論)	売買・賃貸借などの各種契約に関する基礎知識	1③	40	○		○	○		
○		民法Ⅴ(親族相続)	婚姻・離婚・養子・相続などに関する基礎知識	1③	40	○		○	○		
○		憲法特講	憲法の基本原理・各種人権・統治機構などに関する総合問題演習	2①	80	○		○	○		
○		民法特講	総則・物権・債権・親族・相続に関する総合問題演習	2①	80	○		○	○		
○		行政法	行政組織・行政作用・行政救済に関する基礎知識	2①	80	○		○	○		
○		基礎法学	法制度全般に関する幅広い基礎知識	2②	40	○		○	○		
○		経済事情	市場、国民経済計算などの基礎知識	2②	40	○		○	○		
○		個人情報保護法	個人情報の取扱いなどに関する基礎知識	2②	40	○		○	○		
○		国際関係	外交、安全保障、経済関係に関する知識	2②	40	○		○	○		
○		財政学	財政理論、財政政策などの基礎知識	2②	40	○		○	○		
○		会社法	株式会社をはじめとする各種会社に関する基礎知識	2②	40	○		○	○		
○		政治学	政治学の基礎概念、政治過程論などの基礎知識	2①	40	○		○	○		
○		行政学	行政国家と福祉国家、行政組織などの基礎知識	2①	40	○		○	○		
○		経営学	近代組織論、経営戦略論などの基礎知識	2②	40	○		○	○		
○		社会学	社会学史、社会学の基礎概念などの基礎知識	2②	40	○		○	○		
	○	刑法	犯罪の成立要件や各種犯罪に関する基礎知識	2②③	40	○		○	○		
	○	労働法	労働三法などに関する基礎知識	2②③	40	○		○	○		
	○	マクロ経済学	国家、国民、市場の経済メカニズムに関する知識	2②③	40	○		○	○		
	○	ミクロ経済学	個人、企業等の経済活動に関する市場メカニズムと背景に関する知識	2②③	40	○		○	○		
	○	OA基礎概論	PC操作の基本 ワードの基本操作を身に付ける	2②③	40			○	○	○	
	○	金融商品論	ファイナンシャルプランニングの関連法規、ライフプランニング策定や資金計画を習得	2②③	40	○		○	○	○	
合計				46科目	2000単位時間(単位)						

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
<p>1. 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によってはその他の方法で査定することができる。</p> <p>2. 試験には定期試験、追試験および再試験等がある。追試験はやむを得ない事故等により定期試験を受けなかった者に対して行い、再試験は受験の結果、不合格となった者のためにこれを行う。</p> <p>3. 追試験及び再試験は、本校において必要と認めたときに限りこれを行う。</p> <p>(学業成績) 学業成績の判定は優、良、可、不可の4種をもってこれを表し、優は80点以上、良は60点以上、可は50点以上、不可は49点以下とし、優、良、可を合格、不可は不合格とする。</p>	1 学年の学期区分	3 期
<p>(卒業) 本校に在学し、下記に定める授業時数以上履修し、かつ、その該当する所定の授業科目について合格に達して卒業資格を得た者には、卒業証書を授与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律行政学科 2 年制は 1, 7 0 0 時間 	1 学期の授業期間	1 5 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。